

# 市町村合併を考える

現在、三、二〇〇余りある全国の市町村の七割を超える二、二二六の市町村で、合併協議会や研究会などを設置して市町村合併に向けた検討が進められています。

県内でも、二地区八町村で合併協議が整い、六地区二十七町村で協議会が設置され検討が進められています。

今回は市町村合併への議論を深めるための取り組みについて紹介します。



## これまでは…国主導の市町村合併 明治の大合併

江戸時代の自然発生的な村から、明治二十二年に戸籍や小学校などの事務を処理するために、近代的な地方自治制度である市制・町村制が施行され、全国で七一、三三四ありました。この明治の大合併で一五、八二〇になりました。都留市域でも二十六カ村あった村が、禾生村、盛里村、宝村、三吉村、開地村、桂村（のち、東桂村、西桂村に分村）、谷村の七カ村となりました。

## 昭和の大合併

第二次世界大戦後、新制憲法のもとで地方自治の確立に向け、新制中学の設置、市町村消防や自治体警察、社会福祉、保健衛生関係事務など多くの事務が市町村で処理されることとされ、昭和二十八年に「町村合併促進法」が制定され

ました。これを受けて昭和二十九年に谷村町、禾生村、宝村、東桂村、盛里村の一町四カ村が合併し、都留市が誕生しました。

## これからは…地域・住民主導へ

現在議論されている市町村合併が、過去の「明治・昭和の大合併」と大きく違う点は、過去の合併が、国の要請・主導のもと全国一律に進められたのに対し、今回は、地域・住民主導で、地域の実情を踏まえた自主的な合併を基本に、地域の将来を自ら判断して進めているということだ。

合併特例法には、自主的な市町村合併を推進するため次のようなことが設けられています。（この法律は平成十七年三月三十一日までが期限となっています。）

## ●住民発議により市町村合併の提案ができます。

有権者の五十分の一以上の署名で、合併協議会の設置を市町村長に請求することができます。合併協議会は関係市町村が合併に関するさまざまな事項を協議する場です。

## ●合併市町村に対する財政支援措置が認められています。

合併をした市町村が急に財政的に困らないように、一定期間は国からの財政的支援が行われます。その間に組織や運営を効率化して、行政サービスを充実していくことができるようにされています。

## 合併特例債

合併市町村が、新しいまちづくり計画（市町村建設計画）に基づいて行う一定の事業については、合併が行われた年度から十カ年度に限り、元利償還に要する経費の一部が普通交付税で措置される有利な地方債（合併特例債）をその財源とすることができます。（合併特例債の算出は総務省のホームページで簡単にできます。）

<http://www.soumu.go.jp/gappei/index.html>

## 普通交付税額の算定の特例

通常、合併すれば経費の節減が可能となるため、普通交付税額は、合併前の旧市町村の合計額より少なくなると考えられます。しかし、合併当初は新しいまちづくりの経費が必要になるなど、経費の節約も困難な面があることから、急激に普通交付税が減少しないように、激減緩和措置が十五年間適用されます。

次回は、これからの本市の財政や人口などの将来推計を紹介いたします。

## 問合先 政策形成課

